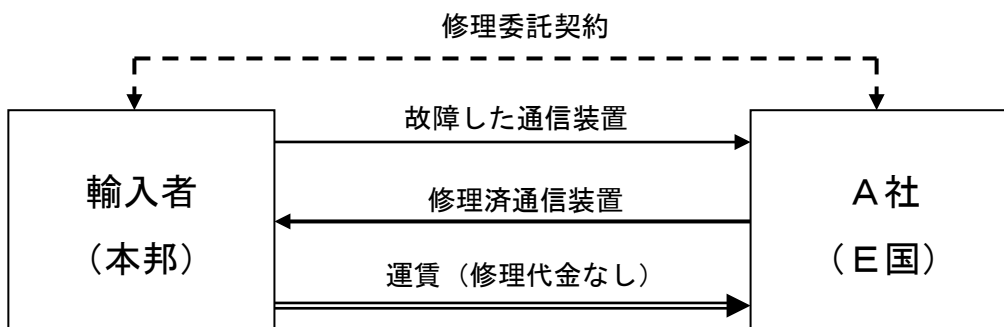
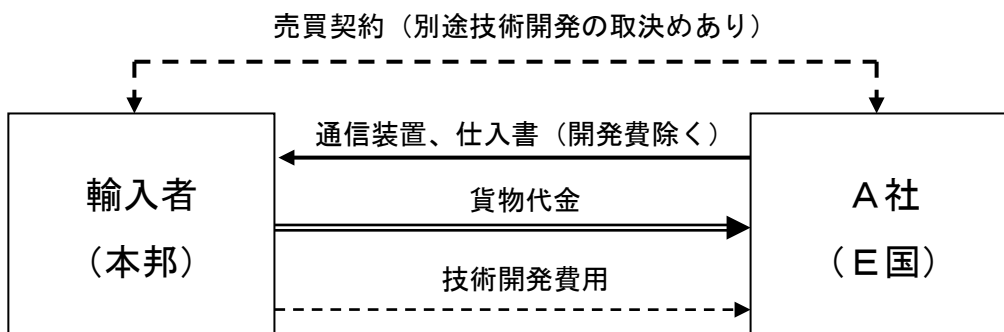


5. 修理後に再輸入される貨物の課税価格（無償修理の場合）③

【①今回の輸入（再輸入）】



【②当初の輸入】



【照会要旨】

当社は、E国所在のA社からFOB条件で通信装置を購入（輸入）しました。

なお、当初の輸入（上記②の取引）において、当社はA社に輸入貨物の製造に必要な技術の開発を依頼し、A社は開発した技術を使用して輸入貨物を製造しており、当社は、A社から輸入貨物の仕入書価格とは別にその技術の開発に要した費用を請求され、その費用を支払っています。また、輸入貨物の売買契約と技術開発の取決めは分けていますが、技術開発から輸入貨物の製造までは連続した作業であり、輸入貨物は開発された技術に基づいて製造されています。

今般、当社は、自社で使用していた通信装置が故障したため、A社と修理委託契約に基づき、A社に輸出し、修理された貨物を輸入します（上記①の取引）。当社はA社から運賃を請求され、この金額を支払いますが、今回の故障はA社による保証の対象であることから、修理代金は発生しません。

この場合、当社がA社から通信装置を購入（輸入）した際の価格により、輸入貨物の課税価格を計算することができますか。なお、当社は、この貨物の輸入申告の際に、減免税を申請しません。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が修理後に再輸入する貨物の課税価格は、貴社がA社から通信装置を購入（輸入）した際の価格に基づいて計算することができます。

具体的には、当初輸入貨物の現実支払価格（A社に支払われた技術開発費用と貨物代金（仕入書価格）の合計額）から使用度に応じて減額した価格に、運賃を加算した価格となります。

（理由）

上記①の取引において、貴社が輸入する貨物は、修理委託契約に基づき輸入されるものであり、輸入取引（売買）により輸入されませんので、原則的な方法である「輸入貨物の取引価格による方法」により、その課税価格を決定することはできません。

したがって、関税定率法第4条の2（同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法）以下の規定により課税価格を計算することとなります。

この輸入貨物は、使用済の修理貨物であるため、同種又は類似の貨物がなく、「同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法」により課税価格を決定することができません。

さらに、貴社は、この通信装置を国内販売せず、また、A社から修理済み貨物に係る製造原価を聴取できないことから、「国内販売価格に基づく方法」及び「製造原価に基づく方法」により課税価格を決定することができません。

したがって、同法第4条の4（特殊な輸入貨物に係る方法）により、輸入貨物の課税価格を計算することとなります。

この場合、同法施行令第1条の12第1号に規定する合理的な調整を加えても「輸入貨物の取引価格による方法」、「同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法」、「国内販売価格に基づく方法」及び「製造原価に基づく方法」により輸入貨物の課税価格を計算することができません。

よって、この輸入貨物の課税価格は、同法施行令第1条の12第2号に規定する関税評価協定の規定に適合する方法として税関長が本邦において入手できる資料に基づき計算する方法であって、合理的と認められるものにより計算されることとなります。

輸入取引により輸入される貨物の課税価格は、原則として、現実支払価格に運賃等（加算要素）の額を加えた取引価格となりますが、「輸入取引」とは、本邦に拠点（住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるもの。）を有する者（個人であるか法人であるかを問わない。）が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、現実に当該貨物が本邦に到着することとなったものをいい、「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記②の取引において、貴社（買手）がA社（売手）に支払う輸入貨物の製造に使用される技術の開発に要した費用は、輸入貨物に係る貴社とA社との取り決めに基づき、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものですので、その輸入貨物の現実支払価格の一部を構成します。

この輸入貨物は、上記②の取引による当初輸入貨物の現実支払価格が確認できることから、この現実支払価格に基づいて本件再輸入時の輸入貨物に係る課税価格を計算することができます。

なお、この通信装置は、貴社からA社に提供される前に使用されていたことから、使用度に応じた価値の減少分は現実支払価格から控除され、輸入貨物がA社から輸入港に到着するまでの運送に要する費用等は輸入貨物の課税価格に算入されます。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、第4条の2、第4条の3、第4条の4

関税定率法施行令第1条の4、第1条の12第1号、第1条の12第2号

関税定率法基本通達4-1(1)、4-1の2(1)イ、4-2(1)、(3)、4-2の2(1)、4の4-1、4の4-2

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)